

「私の病気が現在の医学では不治の状態で
あくまで死期が迫る」と診断された場合
は、すうに死期を引き延すための延命措置
は一切おせとゆり致します

「但しこの場合私の苦痛を和らげぬ処置は
最大限に実施と下さ」

其の場合たとえば麻薬などの鎮作用で死ぬ時期
が早やまつたとしても一向にかましません

「私が數ヶ月以上にわたってゆる植物状態に落ち
てから時一切の生命維持措置を取らなければ下さ」

私は私の病気が不治であり且つ死が迫る
場合に備えて私の縁者がうびに私が
医療に携つてある方々に次の要望を宣言
いたします

なほこの宣言は私の精神が健全な状態に
ある時に書いたものであります

從つて私の精神が健全な状態にある時私自身
が破棄され又は撤回する旨の文書となります
限有効であります